

# 第 12 回 川薩地区法定合併協議会

## 資 料

日時 平成15年12月24日(水) 午後2時から

場所 川内市 ホテル太陽パレス

川薩地区法定合併協議会

# 第12回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年12月24日(水)  
午後2時から  
場所：ホテル太陽パレス(川内市)

## 会 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 事

#### (1) 議案審議

議案第17号	新市まちづくり計画について	P 5
議案第63号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	P 7
議案第64号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	P 17
議案第65号	一部事務組合の取扱い(その2)について	P 27
議案第66号	環境衛生事業(その2)について	P 31
議案第67号	新市の名称について	P 43

#### (2) 報告事項

住民説明会資料について	P 46
事務の進捗状況について	P 47
9 専門部会の進捗状況について	P 48
一部事務組合について	P 49
事務局体制について	P 53

#### (3) その他

次回協議会の開催等について	P 54
合併協定項目(46項目)の協議状況	P 55
合併協定項目 市町村協議スケジュール	P 56

### 4. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	里永 十藏	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

## 2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甕村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甕村
計画班員	山内 拓也	下甕村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

( 1 ) 議案審議

議案第 1 7 号

新市まちづくり計画について ( 第 6 回協議会議案・継続審議 )

新市まちづくり計画について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日 提出

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【 調整方針 ( 案 ) 】

新市まちづくり計画について
別紙のとおり

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日 計画原案修正

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 計画案確認

平成 年 月 日 確認

## 新市まちづくり計画の策定経過

### 【川西薩地区任意合併協議会】

- H14.10.7 川西薩地区任意合併協議会設立総会
- H14.10.7 調査研究プロジェクトチーム（PT）の設置  
（新市まちづくり事業PT、財政計画PT、コミュニティ政策PT）
- H14.10.23 調査研究PTの追加設置（組織機構PT）
- H14.11.25 新市将来構想住民アンケート調査開始  
まちづくり調査（対象：5600世帯）、コミュニティ調査（対象：自治組織代表）
- H14.11.28 まちづくり提言募集開始（住民及び関係市町村・一部事務組合職員を対象）
- H14.12.6 新市将来構想住民アンケート調査の締切（回答1863件34.4%）
- H14.12.25 協議会第4回会議（調査研究PT活動報告）・任意合併協議会の解散

### 【川西薩地区法定合併協議会】

- H14.12.25 川西薩地区法定合併協議会発足
- H15.1.7 まちづくりプロジェクト会議・まちづくりプロジェクトワーキング会議の設置  
政策部会 財政部会 組織部会 コミュニティ部会
- H15.1.10 まちづくりフォーラムの発足・[1]会議開催
- H15.1.14 協議会第2回会議（計画策定方針の決定）
- H15.1.17 プロジェクト会議[1]会議開催
- H15.1.29 まちづくりフォーラム[2]会議開催
- H15.1.31 まちづくり提言募集締切（住民及び関係市町村・一部事務組合職員から572件）
- H15.2.14 まちづくりフォーラム[3]会議開催
- H15.2.24 プロジェクト会議[2]会議開催
- H15.2.25 まちづくりフォーラム[4]会議開催
- H15.3.12 まちづくりフォーラム[5]会議開催
- H15.3.28 協議会第4回会議（まちづくりフォーラムから協議会への提言）
- H15.4.4 プロジェクト会議[3]会議開催
- H15.4.8 まちづくりフォーラム[6]会議開催
- H15.4.30 プロジェクト会議[4]会議開催
- H15.5.2 専門部会による計画原案検討～5月23日
- H15.5.11 まちづくりフォーラム提言報告会の開催（東郷町中央公民館／参加者500名）
- H15.5.27 プロジェクト会議[5]会議開催
- H15.6.2 協議会第6回会議（計画原案の骨子説明）
- H15.6.9 プロジェクト会議[6]会議開催
- H15.6.26 協議会第7回会議（新市まちづくり計画原案提案）
- H15.6.27 県事業登載可否についての県事前協議

### 【川薩地区法定合併協議会】

- H15.7.10 川薩地区法定合併協議会発足・10第1回協議会（計画策定方針について確認）
- H15.7.15 まちづくりフォーラムの発足・フォーラム[1]会議開催
- H15.7.25 プロジェクト会議[1]素案検討
- H15.8.1 プロジェクト会議[2]素案検討
- H15.8.12 第2回協議会（原案提案）
- H15.8.17 まちづくり広聴会～9月13日（52会場／参加者2,685名）
- H15.9.1 まちづくりフォーラム[2]（計画原案についての意見交換）
- H15.9.9 まちづくりフォーラム[3]（プロジェクト会議委員との意見交換）
- H15.9.25 第6回協議会（原案審議、広聴会結果報告）
- H15.10.7 第7回協議会（原案審議、修正作業着手確認）
- H15.10.24 プロジェクト会議[3]
- H15.10.31 プロジェクト会議[4]
- H15.11.13 第9回協議会（修正原案説明）
- H15.11.26 第10回協議会（修正原案審議、計画案の確認）
- H15.11.27 県知事協議開始
- H15.12.11 県知事協議終了
- H15.12.24 第11回協議会（県知事協議報告、計画決定）
- H16.1.13 まちづくりフォーラム[4]

### 【計画策定に係る会議等の開催状況】

- まちづくりフォーラム……………11回 提言報告会（東郷町）を含む
- プロジェクト会議（部課長級会議）…10回
- 作業部会（課長補佐・係長級会議）…延べ58回
- [政策19回][財政19回][組織10回][コミュニティ10回] 調査研究（PT）活動を含む

議案第63号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年12月24日 提出

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市の議会の議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。  
また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域	25人	樋脇町の区域	4人	入来町の区域	3人
東郷町の区域	3人	祁答院町の区域	3人	里 村の区域	1人
上甑村の区域	2人	下甑村の区域	2人	鹿島村の区域	1人

  
なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。
- 2 議員報酬の額は、川内市の例により、合併時まで調整する。
- 3 委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

平成 年 月 日 確認

## 協定項目6 資料

### 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

#### 1 協定項目の要旨・留意点

議会議員の定数、任期等について検討する。

新設合併の場合は、合併関係市町村の廃止と同時に議会議員も失職するが、一定期間に限り特例措置が認められており、その適用についても検討が必要となる。

特例措置には、定数特例と在任特例がある。

#### 2 提案の理由

関係法令に基づき、合併の効果、地域間の均衡等に配慮した内容で提案する。

#### 3 協定(協議)先進事例

<p><b>(地方自治法第91条による原則適用)</b></p> <p>岐阜県飛騨4町村合併協議会(平成16年2月1日目標 新設合併)</p> <p>新市の議会議員の定数は、26名とする。</p> <p>旧市町村の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は、次のとおりとする。</p> <p>旧古川町区域：11名 旧河合村区域：3名 旧宮川村区域：3名 旧神岡町区域：9名</p> <p>なお、将来における議員定数及び旧市町村の区域に選挙区を設けることについては新市において協議するものとする。</p>
<p>京都府峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 (平成16年3月1日目標 新設合併)</p> <p>(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の規定は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人とし新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。</p> <p>(2) 選挙区については、全市域で1選挙区とする。</p>
<p><b>(市町村の合併の特例に関する法律第6条による定数特例適用)</b></p> <p>岐阜県郡上郡町村合併協議会(平成16年3月1日目標 新設合併)</p> <p>(1) 新市の議会の議員の定数は26人とする。ただし、市町村の合併に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り新市の議会の議員の定数は30人とする。</p> <p>(2) 合併後最初に行われる選挙に係る選挙区については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>八幡町の区域8人、大和町の区域4人、白鳥町の区域6人、高鷲村の区域3人 美並村の区域3人、明宝村の区域3人、和良村の区域3人</p> <p>(3) 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、新市において調整するものとする。</p>
<p>愛媛県東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年4月1日目標 新設合併)</p> <p>1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し31人とする。</p> <p>2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。</p> <p>明浜町の区域 4人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 7人 城川町の区域 4人 三瓶町の区域 6人</p> <p>3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>

<p>(市町村の合併の特例に関する法律第7条による在任特例適用)</p> <p>東京都西東京市(平成13年1月21日 新設合併)</p> <p>2市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>香川県さぬき市(平成14年4月1日 新設合併)</p> <p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。</p>
---

#### 4 参考法令等(条文等抜粋)

地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号)

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

1.~6. (略)

7. 人口10万以上20万未満の市 34人

8.~11. (略)

3~6(略)

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法(昭和25年4月15日 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条

1~3(略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合に合っては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

1～5 (略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙区につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮してさだめることができる。

9 前各号に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

1～2 (略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4 (略)

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4)指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

(5) (略)

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日 法律第6号)

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2～7 (略)

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

( 議会の議員の在任に関する特例 )

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに依じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 (略)

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない

3 (略)

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

( 議会の議員の退職年金に関する特例 )

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であった者(同日において当該合併関係市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在任期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第37号)附則第4条第1項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第161条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150分の45」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が8年以上9年未満の者	150分の30
在職期間が9年以上10年未満の者	150分の33
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の37
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の41

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																																																																																																														
調整方針	<p>新市の議会の議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。</p> <p>また、選挙区については、関係市町村ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>川内市の区域 25人 樋脇町の区域 4人 入来町の区域 3人 東郷町の区域 3人 祁答院町の区域 3人                      里村の区域 1人 上甌村の区域 2人 下甌村の区域 2人 鹿島村の区域 1人</p> <p>なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。</p>																																																																																																																
項目	調整項目の内容																																																																																																																
議員定数及び任期	<p><b>1 基本的事項</b></p> <p>(1) 議員定数                      議員の定数は、地方自治法第91条の規定に基づき、人口を基準に定めることとされている。                      ここでいう人口とは、官報で公示された最近の国勢調査人口又はこれに準ずる全国的な人口調査結果に基づく人口のことであり、いわゆる「住民基本台帳人口」とは異なる。                      (人口の定義：地方自治法第254条)                      なお、平成11年の地方分権一括法による改正で、平成15年1月1日からは左下表の人数を上限として、条例により議員定数を定めることとなった。</p> <table border="1" data-bbox="313 734 750 1157"> <thead> <tr> <th>人口段階</th> <th>法定上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2千未満の町村</td><td>12</td></tr> <tr><td>2千以上5千未満の町村</td><td>14</td></tr> <tr><td>5千以上1万未満の町村</td><td>18</td></tr> <tr><td>1万以上2万未満の町村</td><td>22</td></tr> <tr><td>5万未満の市及び2万以上の町村</td><td>26</td></tr> <tr><td>5万以上10万未満の市</td><td>30</td></tr> <tr><td><b>10万以上20万未満の市</b></td><td><b>34</b></td></tr> <tr><td>20万以上30万未満の市</td><td>38</td></tr> <tr><td>30万以上50万未満の市</td><td>46</td></tr> <tr><td>50万以上90万未満の市</td><td>56</td></tr> <tr><td>90万以上の市</td><td>50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="862 734 1792 845"> <caption>平成12年国勢調査人口 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甌村</th> <th>下甌村</th> <th>鹿島村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73,236</td> <td>7,951</td> <td>6,454</td> <td>5,978</td> <td>4,625</td> <td>1,517</td> <td>2,008</td> <td>2,803</td> <td>892</td> <td>105,464</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="862 877 1881 1125"> <caption>各市町村の議会議員の定数及び任期の状況(平成15年10月1日現在) (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甌村</th> <th>下甌村</th> <th>鹿島村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定定数</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>28</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>任期満了日</td> <td>H17.6.9</td> <td>H19.4.29</td> <td>H16.5.24</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H18.12.9</td> <td>H17.5.9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合併時の残任期間</td> <td>8月</td> <td>2年6月</td> <td>3年7月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年2月</td> <td>7月</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方自治法による原則と合併特例法による特例</p> <p><b>原則</b>                      議員の身分については、新設合併の場合、旧市町村の法人格は滅失することになり、新たに法人格をもった新市が地方自治法第91条の規定により、合併市町村の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要があり、旧市町村の議員は全て失職することとなる。この場合、地方自治法第7条第6項の市町村の設置の告示による市町村の設置の日から50日以内に、同法91条第2項による合併市町村の人口に基づき算出された定数に基づき、新市の議会議員の選挙を行うこととなる。(公職選挙法第33条第3項、117条)</p> <p>原則に対する合併特例法で規定する特例は次頁に記載</p>			人口段階	法定上限数	2千未満の町村	12	2千以上5千未満の町村	14	5千以上1万未満の町村	18	1万以上2万未満の町村	22	5万未満の市及び2万以上の町村	26	5万以上10万未満の市	30	<b>10万以上20万未満の市</b>	<b>34</b>	20万以上30万未満の市	38	30万以上50万未満の市	46	50万以上90万未満の市	56	90万以上の市	50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	法定定数	30	18	18	18	14	12	14	14	12	150	条例定数	28	16	16	14	14	10	10	12	10	130	現員数	27	16	16	14	14	10	10	12	10	129	任期満了日	H17.6.9	H19.4.29	H16.5.24	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H18.12.9	H17.5.9	-	合併時の残任期間	8月	2年6月	3年7月	2年6月	2年6月	2年6月	2年6月	2年2月	7月	-
人口段階	法定上限数																																																																																																																
2千未満の町村	12																																																																																																																
2千以上5千未満の町村	14																																																																																																																
5千以上1万未満の町村	18																																																																																																																
1万以上2万未満の町村	22																																																																																																																
5万未満の市及び2万以上の町村	26																																																																																																																
5万以上10万未満の市	30																																																																																																																
<b>10万以上20万未満の市</b>	<b>34</b>																																																																																																																
20万以上30万未満の市	38																																																																																																																
30万以上50万未満の市	46																																																																																																																
50万以上90万未満の市	56																																																																																																																
90万以上の市	50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)																																																																																																																
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計																																																																																																								
73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464																																																																																																								
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計																																																																																																							
法定定数	30	18	18	18	14	12	14	14	12	150																																																																																																							
条例定数	28	16	16	14	14	10	10	12	10	130																																																																																																							
現員数	27	16	16	14	14	10	10	12	10	129																																																																																																							
任期満了日	H17.6.9	H19.4.29	H16.5.24	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H18.12.9	H17.5.9	-																																																																																																							
合併時の残任期間	8月	2年6月	3年7月	2年6月	2年6月	2年6月	2年6月	2年2月	7月	-																																																																																																							

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																						
調整方針																									
項目	調整項目の内容																								
議員定数及び任期	<p><b>定数特例</b>(特例法第6条第1項) 市町村の合併後最初に行われる選挙(設置選挙)により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第1項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。 なお、この場合でも、公職選挙法第15条第6項の規定により、合併後の市町村の区域内に複数の選挙区を置くことは可能である。この場合、選挙区ごとの定数配分は原則として人口に比例して定めることができる。</p> <p><b>在任特例</b>(特例法第7条第1項) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後2年を越えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。</p> <p>新設合併の場合は、定数特例または在任特例のいずれかを適用することができるが、これらの特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べて大幅に減少する場合が多いことから、激変緩和のために設けられているものである。 特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には合併関係市町村の議会の議決を経るものとされその協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地方自治法原則</th> <th colspan="2">定数特例</th> <th colspan="2">在任特例</th> </tr> <tr> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。</td> <td>議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。</td> <td>議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。  比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。</td> <td>議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。  議会の意思決定スピードが低下する。</td> <td>旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)</td> <td>議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。  議会の意思決定スピードが低下する。</td> </tr> </tbody> </table>		地方自治法原則		定数特例		在任特例		メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット	議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。	議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。	議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。  比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。  議会の意思決定スピードが低下する。	旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。  議会の意思決定スピードが低下する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他考えられる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。</li> <li>・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。</li> <li>・選りすぐりの議会となる可能性がある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。)</li> <li>・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。</li> <li>・多様な意見交換により、住民意識に近づく。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		その他考えられる事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。</li> <li>・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。</li> <li>・選りすぐりの議会となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。)</li> <li>・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。</li> <li>・多様な意見交換により、住民意識に近づく。</li> </ul>
地方自治法原則		定数特例		在任特例																					
メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット																				
議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。	議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。	議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。  比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。  議会の意思決定スピードが低下する。	旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。  議会の意思決定スピードが低下する。																				
その他考えられる事項																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。</li> <li>・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。</li> <li>・選りすぐりの議会となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。)</li> <li>・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。</li> <li>・多様な意見交換により、住民意識に近づく。</li> </ul>																								

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																		
調整方針																					
項目	調整項目の内容																				
議員定数及び任期	<p>(3)選挙区の設定 公職選挙法第12条第4項、第15条第6項の規定により、政令指定都市以外の市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けず、その区域の全部を1選挙区として選挙を行うことになるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。 その場合は、同法第15条第7項に基づき、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行うこととなる。「特に必要がある」ときとは、例えば、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられるが、各市町村の実情に応じて判断するものとしている。(昭和22年11月29日行政実例)</p> <p><b>参考 1 市町村内に選挙区を設けている市町村(政令指定都市を除く)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>議員数</th> <th>選挙区数</th> <th>選挙区設置の主な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県高野町</td> <td>15名</td> <td>2</td> <td>S33.5の合併により申し合わせた</td> </tr> <tr> <td>長崎県崎戸町</td> <td>12名</td> <td>3</td> <td>島しょ部があるため(4有人島、7無人島)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>複数選挙区から単一選挙区へ変更した市町村</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>変更前</th> <th>変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県中島町</td> <td>・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置</td> <td>議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>新設合併の場合、選挙区の設定は、地方自治法施行令第1条の2の規定による職務執行者の専決処分により行うこととなる。(昭和27年4月1日行政実例) 選挙区別定数は、人口に比例して条例で定めなければならないが(公選法第15条第8項)、特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公選法第15条第8項ただし書き) また、市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。(公選令第9条)ただし、この特例を適用する場合は、適用期間が次のとおり限られているものと解されるので注意が必要である。(昭和29年2月17日、昭和29年3月30日、昭和30年2月16日行政実例)</p> <p>ア)議員の定数や任期の特例を選択しない場合 ・設置選挙から次の一般選挙の前まで(当該一般選挙には適用できない。以下同じ。)</p> <p>イ)定数特例を選択した場合 ・設置選挙から次の一般選挙の前まで</p> <p>ウ)在任特例を選択した場合 ・合併後最初の一般選挙の前まで</p>			市町村名	議員数	選挙区数	選挙区設置の主な理由	和歌山県高野町	15名	2	S33.5の合併により申し合わせた	長崎県崎戸町	12名	3	島しょ部があるため(4有人島、7無人島)	市町村名	変更前	変更理由	愛媛県中島町	・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置	議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。
市町村名	議員数	選挙区数	選挙区設置の主な理由																		
和歌山県高野町	15名	2	S33.5の合併により申し合わせた																		
長崎県崎戸町	12名	3	島しょ部があるため(4有人島、7無人島)																		
市町村名	変更前	変更理由																			
愛媛県中島町	・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置	議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。																			



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会							
調整方針	・委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。									
項目	調整項目の内容									
委員会種別 及び委員数	常任委員会の状況									
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	常任委員会数	4	3	3	2	2	2	2	2	2
	構成及び委員数	総務文教 7	総務 6	総務 6	総務 7	総務 7	総務 5	総務 5	総務 6	総務 5
		企画経済 7	文教厚生 5	文教厚生 5	経済建設 7	経済 7	経済 5	経済 5	経済建設 6	産業建設 5
		保健福祉 7	経済建設 5	経済建設 5						
		建設水道 7								
	常任委員会の任期	2年	2年	2年	2年	2年	4年	2年	2年	4年
	議会運営委員会の状況									
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
委員の選任方法	2人以上の会派からドント方式にて選任（議長のほか副議長、無会派議員はオブザーバー）	副議長と各常任委員会から委員長、副委員長が選任（議長はオブザーバー）	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	副議長と各常任委員会から委員長、副委員長が選任	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	
委員数	8	7	4	5	5	5	5	5	4	
任期	2年	2年	2年	2年	2年	4年	2年	2年	4年	

議案第 6 4 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 7 号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日 提出

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 . 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ( 1 ) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の 1 市 4 町の区域、里村・上甑村・下甑村・鹿島村の 4 村を区域とする 2 つの農業委員会を置く。
  - ( 2 ) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1 市 4 町の区域は 3 8 人、4 村の区域は 1 0 人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項の規定を適用し、平成 1 7 年 4 月 3 0 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
  - ( 3 ) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。
- 2 . 農業委員会の運営等については、次のとおりとする。
  - ( 1 ) 農業委員会の運営については、合併時までに、具体的な調整を行うこととする。
  - ( 2 ) 諸証明手数料については、合併時までに、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

## 協定項目7号 資料

### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

#### 1. 協議項目の要旨・留意点

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて検討する。  
農業委員会委員の報酬額等については、特別職の身分の取扱いにより、別途協議する。  
関連資料については、別紙のとおり。

#### 2. 提案の理由

島嶼部を抱えているという特異性により、1つの農業委員会では総会、現地調査等困難をきたすことが予想される。また、4村区域単独では選挙区設置も不可能であり委員不在となる恐れがあるため、2つの農業委員会を設置する内容で提案する。

農業委員の失職や農業委員会の設置されない空白期間の発生により、総会や現地調査もできないことにより許認可事務等について、住民サービスの低下を招くため、合併特例法を適用する内容で提案する。

#### 3. 協定（協議）先進事例

##### 兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

##### 東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

##### 埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

##### 岐阜県郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- (1) 新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。
- (2) 7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

#### 4. 参考法令等（条文等抜粋）

##### 1. 農業委員会の数

###### 農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

###### 農業委員会等に関する法律施行令

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

##### 2. 選挙による委員の定数

###### 農業委員会等に関する法律

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

###### 農業委員会等に関する法律施行令

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が、1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下

3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタ - ルを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
---	---	-------

### 3. 選挙による委員の任期

#### 農業委員会等に関する法律

##### (委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

#### 市町村の合併の特例に関する法律

##### (農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
  - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
  - 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
  - 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

#### 4. 選挙区

##### 農業委員会等に関する法律

###### (選挙の単位)

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

###### (境界の変更の場合の特例)

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

##### 農業委員会等に関する法律施行令

###### (選挙区の基準)

- 第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

#### 5. 選任による委員の定数及び任期

##### 農業委員会等に関する法律

###### (選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

###### (委員の任期)

##### 第15条

- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任

する。

- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

農業委員会の区分	旧市町村の農業委員会	特例の有無	委員の区分	選任方法等	定数	任期	根拠法令
新市に1つの農業委員会を置く場合	旧市町村の農業委員会は消滅する。	原則の1	選挙による委員	全員失職する。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。 (設置選挙)	政令で定める基準に従って10人から40人までの間で条 例で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	農委法第3条第1項(設置)、第7条第1項(定数)、第15条第1項(委員の任期)、農委法施行令第2条の2第1項(選挙による委員の定数の基準)
			選任による委員	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
		合併特例法の1	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。 (在任特例)	9市町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間。	合併特例法第8条第1項、第2項(農業委員会の委員の任期等に関する特例)
			選任による委員(特例なし)	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
新市の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合(市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合)	旧市町村の農業委員会は消滅する。	原則の2	選挙による委員	全員失職する。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。 (各委員会ごとに設置選挙)	政令で定める基準に従って10人から40人までの間で条 例で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	農委法第3条第2項(設置)、第7条第1項(定数)、第15条第1項(委員の任期)、農委法施行令第2条の2第1項(選挙による委員の定数の基準)
			選任による委員	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
		合併特例法の2	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。 (各委員会ごとに在任特例)	9市町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間。	合併特例法第8条第1項、第3項(農業委員会の委員の任期等に関する特例)
			選任による委員(特例なし)	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
旧市町村の区域で8つの農業委員会を置く場合(市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合)	旧市町村の農業委員会はそのまま存続する。	農委法の1	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。	従来の定数。	従来の任期。	農委法第34条第1項(境界の変更の場合の特例)
			選任による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。	従来の定数。	従来の任期。	農委法第34条第1項(境界の変更の場合の特例)

法令名 農委法:農業委員会等に関する法律、農委法施行令:農業委員会等に関する法律施行令、合併特例法:市町村の合併の特例に関する法律

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	【農業委員会の数・選挙による委員の定数及び任期】	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)	1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域、里村・上甌村・下甌村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置く。 (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。		

1. 農業委員会の数

・現在の区域面積及び農地面積

区分	1市4町						4村					総合計	備考
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計		
区域面積 (ha)	26,544	6,418	7,238	8,015	8,256	56,471	1,731	3,511	5,762	868	11,872	68,343	平成13年10月1日現在
農地面積 (ha)	2,360	827	726	583	796	5,292	96	83	130	20	329	5,621	2000年農林業センサスに基づいた14年度調査による

2. 選挙による委員数

現在の選挙による委員数

区分	1市4町						4村					総合計
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	
公選委員数(人)	20 (20)	10 (10)	9 (10)	10 (10)	10 (10)	59 (60)	8 (10)	10 (10)	10 (10)	-	28 (30)	87 (90)

平成14年4月1日現在 ( )は定数

3. 選挙による委員の任期

区分	1市4町					4村			
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成15年7月20日 ~ 平成18年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	-

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	[選挙区・選任による委員の定数及び任期]	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)			

4. 選挙区

区分	1市4町						4村				総合計	備考	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甑村	下甑村	鹿島村			計
農地面積 ( ha )	2,360	827	726	583	796	5,292	96	83	130	20	329	5,621	2000年農林業センサスを 基にした14年度調査によ る
基準農業者数 ( 人 )	4,373	1,558	1,219	982	899	9,031	77	35	343	0	455	9,486	平成15年4月1日現在
選挙区の設定	可	可	可	可	可	可	不可	不可	不可	不可	不可	-	

5. 選任による委員の定数及び任期

現在の選任委員の定数

区分	1市4町						4村				総合計		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甑村	下甑村	鹿島村		計	
選任委員	農業協同組合	1	1	1	1	1	5	0	1	0	-	1	6
	農業共済組合	1	1	1	1	1	5	0	0	0	-	0	5
	議会	3	2	3	2	4	14	1	1	1	-	3	17
	合計	5	4	5	4	6	24	1	2	1	-	4	28

1市4町の区域は、さつま川内農業協同組合・さつま農業協同組合及び北薩農業共済組合。4村の区域は、さつま川内農業協同組合及び北薩農業共済組合。 [平成15年4月1日現在]

現在の選任委員の任期

農業委員会等に関する法律第15条第4項により、選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					【農業委員会の運営】	産業経済部会 農業委員会分科会	
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の運営については、合併時までに、具体的な調整を行うこととする。</li> <li>・諸証明手数料については、合併時までに、新たに制度等を制定する。</li> </ul>							
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町			
農業委員会総会の開催	・開催日 毎月下旬 28日基準 年12回 午前10時開催	・開催日 毎月25日基準 年12回 午前9時30分開催。	・開催日 毎月28日基準 年12回 午前9時30分開催	・開催日 毎月下旬24日基準 年12回 午後1時30分開催	・開催日 毎月20日前後 年12回 午前10時開催			
運営委員会の開催	必要により随時 平成13年度 3回開催							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会 農地転用等許認可協議等、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定・移転、農地法3・4・5条に基づく許認可、農業振興地域整備計画の変更協議等々、農政に関する事。</li> <li>・議案書作成及び委員会開催通知・告示。</li> <li>・会議録の縦覧・告示。</li> <li>・総会議事録の作成。</li> <li>・農用地利用集積計画の告示及び通知。</li> <li>・その他の法令に基づく業務。</li> </ul>							
農業委員会費交付金	・農業委員会費交付金 平成13年度 9,384千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,637千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,209千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,128千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,531千円			
農業委員会研修	・視察研修 3年に2回(九州外研修と九州内研修を1回づつ実施)	・視察研修 改選の翌年に県外視察実施	・視察研修 3年に1回 九州外研修、3年に1回 県外研修	・視察研修 1年目 県内(1泊2日)、2年目 九州内(1泊2日)、3年目 九州外(2泊3日)	・県外研修 任期中1回(町補助金) ・自主研修 任期中1回(自費)			
事務局体制	・事務局長 1名、補佐(係長兼務)1名 係長1名、主査 2名、主事 2名、計 7名	・事務局長 1名、農地係長 1名、主事 1名、計 3名	・事務局長 1名、係長 1名、臨時職員 1名、計 3名	・事務局長 1名、主事 1名、筆耕 1名、計 3名	・事務局長 1名、係長 1名、臨時 1名、計 3名			
諸証明手数料	なし							
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点			
農業委員会の開催	・開催日 年6回開催 開催月の25日前後 午前10時開催	・開催日 年10回開催(月下旬) 午前9時開催	・開催日 毎月総会を開催(21日前後)	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併による広域化に伴う農地・農政部会の設置が必要になるのではないか。</li> <li>・定例総会の開催をどのようにするのか。(開催場所・時間等の問題)</li> <li>・1つの農業委員会を設置するとなった場合に甌島の委員の参加をどうするのか。</li> <li>・農地関係に係る諸手数料(買受適格証明・農地転用受理証明・転用事実証明・耕作証明・非農地証明等)は、現在、下甌のみ非農地証明について徴収しているが他市町村が実施していないため、他手数料との不公平感を与えないために新市での制度制定が必要である。</li> </ul>			
運営委員会の開催								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会 農地転用等許認可協議等、農業経営基盤強化促進法に基づく(利用権設定・移転、農地法3・4・5条に基づく許認可、農業振興地域整備計画の変更協議等々、農政に関する事。</li> <li>・議案書作成及び委員会開催通知・告示。</li> <li>・会議録の縦覧・告示。</li> <li>・総会議事録の作成。</li> <li>・農用地利用集積計画の告示及び通知。</li> <li>・その他の法令に基づく業務。</li> </ul>							
農業委員会費交付金	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,487千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,439千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,508千円					
農業委員会研修	・視察研修 年1回県内研修	・視察研修 年に1回県内の先進地を視察実施						
事務局体制	・事務局長(経済課長兼務) 1名、書記(産業振興係長) 1名、計 2名	・事務局長(産業振興課長兼務) 1名、書記(産業振興課主幹兼務) 1名、計 2名	・事務局長(経済課長兼務) 1名、書記(農政係長兼務) 1名、計 2名					
諸証明手数料	なし							

議案第 6 5 号

一部事務組合等の取扱い(その2)について

合併協定項目 1 3 号「一部事務組合等の取扱い(その2)」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

一部事務組合等の取扱い(その2)について

- 1 ~~薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。~~
- ~~(1) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日に当該組合に新たに加入する。~~
- ~~(2) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。~~
- ~~(3) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。~~
- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
- 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。
- 財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。

- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
- (1) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- (2) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
- (1) 合併の日の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。
- (2) 合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
- 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。
- 財産の取扱いについては、合併までに調整する。

平成 年 月 日 確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	【 し尿処理・ごみ処理・火葬業務 】	住民健康福祉部 環境分科会
調整方針(案)	<p>薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。 財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。</p> <p>串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。 新市における旧樋脇町の区域は合併の日(平成16年10月12日)に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p>		

団 体 名	薩摩郡東部衛生処理組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和38年4月1日		
構 成 市 町 村	入来町・祁答院町・宮之城町・鶴田町・薩摩町		<p>薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。 財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。</p>
事 務 所 の 位 置	薩摩郡宮之城町広瀬5410番地(薩摩郡東部衛生処理組合し尿処理場内)		
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の処理</li> <li>一般廃棄物処理施設の設置、経営及び管理</li> <li>火葬場の設置、経営及び管理</li> </ul>		
職 員 数	15年度当初職員総数 38名 うち組合採用職員数 21名 うち市町採用派遣職員数 1名(宮之城町) うち臨時職員数 16名		
財 産 及 び 債 務	【土地】 し尿処理施設:28,345㎡ ごみ処理施設:20,954.63㎡ 火葬施設:11,211.88㎡ 【建物】 し尿処理施設:1,861㎡(延面積3,414㎡) ごみ処理施設:2,909㎡ 火葬施設:603.95㎡ 【車両等】 し尿処理施設:汲取車6台、ダンプ車1台 ごみ処理施設:1台 火葬施設:0台	【基金】(13年度末決算) 106,749千円 【債務】(15年度末起債残高予定) 1,539,102千円	

団 体 名	串木野樋脇清掃組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成8年 8月 1日		<p>串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。 新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p>
構 成 市 町 村	串木野市、樋脇町		
事 務 所 の 位 置	串木野市冠岳10,660番地(串木野樋脇環境センター内)		
担 任 事 務	ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 5名 うち組合採用職員数 0名 うち市町採用派遣職員数 5名(串木野市4名・樋脇町1名)		
財 産 及 び 債 務	【土地】 15,961㎡ 【建物】 7,270㎡ 【車両等】 公用車 2台 フォーク 1台 バックホー 1台	【基金】(15年度末基金高) 18,290千円 【債務】(15年度末起債残高予定) 2,720,302千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	【 介護保険業務 】	住民健康福祉部会 環境分科会
調整方針(案)	川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日(平成16年10月11日)に解散し、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。 財産の取扱いについては、合併までに調整する。		

団 体 名	川薩地区介護保険組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成11年 4月 1日		川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。 財産の取扱いについては、合併までに調整する。
構 成 市 町 村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村		
事 務 所 の 位 置	川内市神田町3番22号(川内市役所内)		
担 任 事 務	・介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 8名 うち組合採用職員数 0名 うち市町村採用派遣職員数 8名 (川内市3名、樋脇町1名、宮之城町1名、薩摩町1名、祁答院町1名、下甕村1名)		
財 産 及 び 債 務	【車両等】 小型貨物 1台 軽乗用 1台	【基金】(15年度末基金高) 財政調整基金 53,524千円	

環境衛生事業（その2）について

合併協定項目23 - 9号「環境衛生事業（その2）」について、次のとおり提案する。

平成15年12月24日 提出

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【調整方針（案）】

環境衛生事業（その2）について	
1	<p>し尿処理関係</p> <p>(1) し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(2) し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>(4) 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(5) し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>(6) 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。</p>
2	<p>ごみ処理関係</p> <p>(1) <u>一般</u>廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>(2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>(3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。</p> <p>(7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。</p>

3 火葬関係

火葬場（火葬料）については、合併時に新たに制度等を制定する。

4 環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取り扱いによる。

平成 年 月 日 確認

環境衛生事業（その2）について

1 協定項目の要旨・留意点

関係一部事務組合等は、西薩衛生処理組合、串木野瀬協清掃組合、薩摩郡東部衛生処理組合、甕島衛生管理組合及び川内市クリーンセンター等をいう。

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理及び火葬業務等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

<p><b>兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）</b> ごみ収集運搬業務の取り扱い</p> <p>(1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。</p> <p>(2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。</p>
<p><b>宮城県加美町（平成15年4月1日 新設合併）</b></p> <p>(1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。</p> <p>(3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。</p> <p>(4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新市に引き継ぐ。ただし、新市において正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。</p> <p>(5) 不法投棄対策の監視員については、新市において設置する。</p> <p>(6) 衛生組合連合会については、合併時に統合する。</p> <p>(7) 消毒事業については、当面現行のとおりとする。</p> <p>(8) 町民一斉清掃については、当面現行のとおり実施し、新市において調整する。</p> <p>(9) 町営墓地については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。</p>

**山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）**

**(1) し尿収集**

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

**(2) ごみ収集**

新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

**(3) 指定ごみ袋**

新市に移行後、速やかに調整する。

**長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）**

(1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。

(2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする

(3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。

(4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。

(5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。

(6) 火葬料助成金については、廃止する。

(7) 犬取締については、福江市の例による。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)	専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会
調整方針	し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽等清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。		

項目	a40、a50、a70、a80、a480、a490、a500、a510、a530、a550、a600
----	--

し尿処理	し尿汲取の収集・処理の状況										
	一部事務組合名										
	西薩衛生処理組合										
	薩摩郡東部衛生処理組合										
	対象市町村名		川内市	樋脇町	東郷町	入来町	祁答院町	里村	上龍村	下龍村	鹿島村
	し尿汲取手数料		90%まで 780円 90%～180%まで1,100円 180%を超える場合、18%増すごとに110円を加算(消費税外税)			10%につき70円		1トンにつき 7,000円	1%につき 7円	1%につき 7円	-
	し尿・浄化槽汚泥投入手数料		1,800%につき336円 (消費税を含む)			1,800%につき315円 (消費税を含む)		-	0円	100%につき 17円	-
	収集業者		し尿 (有)庵地衛生センター 川内市白和町9-8 山ノ内衛生(有) 川内市向田本町13-11 浄化槽汚泥 (有)庵地衛生センター 川内市白和町9-8 (有)サニタリー 川内市宮里町707-1 山ノ内衛生(有) 川内市向田本町13-11			浄化槽汚泥 (有)あさくま浄化槽メンテナンス 鶴田町鶴田2702 (有)松崎商事 宮之城町虎居4-18 し尿は、薩摩郡東部衛生処理組合		石原衛生センター 里村里3497-1	浜口設備 上龍村小島123 石原商会 上龍村中籠373 石原衛生センター 里村里3497-1	八ツ波商会 下龍村片野浦392	
	許可手数料		一般廃棄物処理業許可証交付手数料 1,500円 浄化槽清掃業許可証交付手数料 1,500円 各々再交付手数料も同額			浄化槽清掃業許可証手数料 2,000円(2年間)…入来町 2,100円(2年間)		一般廃棄物処理業許可証手数料 1件につき1,000円 " 再交付手数料1件につき200円	一般廃棄物処理業許可証交付手数料 500円(再交付100円) 浄化槽清掃業許可証交付手数料 200円(再交付100円)		
	従事職員等		施設課職員 8名 業務嘱託員 4名(主に夜間の施設保守管理)					中間処理施設として、一時貯留層を設置し、担当課職員1名が管理。			
海洋投入処分		し尿・浄化槽汚泥等に係る脱水汚泥の処分について、下記業者と業務委託契約を締結し、海洋投入処分している。 鹿児島市東谷山5-20-11 株式会社 サニタリー 年度 処分委託数量 委託料 H12 1,770m <sup>3</sup> 14,031,675円 H13 1,770m <sup>3</sup> 14,031,675円 H14委託契約単価 1m <sup>3</sup> 7,550円					し尿・浄化槽汚泥の処分を下記業者と業務委託契約を締結し海洋投棄している。 熊本県天草郡大矢野町 大字登立3355番地1 有限会社 アスカ				
地元との連絡調整											
西薩衛生処理組合											
西薩環境センターの運営に関する情報連絡					名称 西薩環境センター対策委員会運営補助金						
地元3公民会の住民で組織する、西薩環境センター対策委員会の会長に対し、施設補修工事等の実施連絡及び排水の水質分析結果等を定期的に報告している。 また、地元住民、関係市町の職員及び組合職員を委員とする西薩環境センター運営協議会を設置し、同協議会委員による先進地施設研修視察等を毎年実施する等の活動を行い、西薩環境センターの運営のあり方等について提言を行っている。  平成14年度の運営協議会委員 会長・・・西薩環境センター対策委員会会長 副会長・・・川内市事務助役 委員・・・西薩環境センター対策委員会役員3名、川内市保健福祉部長 組合職員(事務局長、施設課長)					目的 西薩環境センターの立地地域の地域振興を図るものであること。  補助対象 西薩環境センター対策委員会(下五代、羽田、久留須公民会) 補助率・金額 定額  平成13年度実績 50万円  根拠法令 西薩衛生処理組合補助金等の種類、補助率等に関する要綱						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業（その2）					専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会		
調整方針	一般廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針
一般廃棄物処理計画	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>川内市一般廃棄物処理実施計画 毎年3月末次年度分を計画する 川内市分別収集計画 平成14年6月策定 計画期間H15～H19 3年ごとに見直し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>樋脇町分別収集計画 平成14年5月策定 計画期間H15～H19 3年ごとに見直し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定時より15年後を目標 5年ごとに見直し 薩摩東部衛生処理組合にて策定 入来町生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿浄化槽汚泥等の処理について 平成22年度を目標 平成13年12月策定 一般廃棄物処理計画 毎年3月末次年度分を計画 薩摩東部衛生処理組合にて策定 分別収集計画 平成12年策定 計画期間H13～H17 3年ごとに見直し 薩摩東部衛生処理組合にて策定</p>		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>祁答院町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定時より15年後を目標 5年ごとに見直し 平成7年3月策定 祁答院町生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿浄化槽汚泥等の処理について 平成20年度を目標 祁答院町一般廃棄物処理計画 毎年3月末次年度分を計画 分別収集計画</p>		<p>本村における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、一般廃棄物処理計画を作成</p> <p>毎年度以下のものについて処理計画を作成 し尿・浄化槽汚泥 粗大ごみ (家電4品目以外) 自動車 対象となる人口、処理業者、年間排出量等を記載する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>下甌村ごみ処理基本計画 平成19年度を目標 平成8年2月策定 下甌村生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿浄化槽汚泥等の処理について、10年後を目標に策定 分別収集計画 策定時より5年後を目標に3年ごとに見直し 平成14年5月に策定 平成15年から実施</p>	<p>廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により一般廃棄物処理計画を作成</p> <p>・し尿・浄化槽汚泥 ・粗大ごみ (家電4品目以外) ・自動車 以上のものに対し計画、対象となる人口、処理業者、年間排出量等を記載する。</p> <p>鹿島村分別収集計画 策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直し 平成14年5月に策定 平成15年度から実施</p>	<p>合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>・法定事項であり、それぞれの市町村で定めているが、策定年次や目標年度等、内容がばらばらであるため、調整が必要。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)	専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会
調整方針	県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。		
項目	a150、a160、a170、a220		

県外廃棄物搬出事業

甌島衛生管理組合	下甌村	鹿島村	その他市町
県内に一般廃棄物を受け入れる管理型処分場がないため、宮崎県都城市の業者に搬入するものである。 宮崎県都城市下水道町4331-1 東亜環境(株) 代表取締役 吉岡 文喜			
焼却灰	175トン	焼却灰	93.6トン
ばいじん	13トン	ばいじん	7.6トン

該当なし

クリーンセンター内最終処分場

川内市クリーンセンター	
川内市クリーンセンターに一般廃棄物最終処分場を設置している。同センターに搬入されたごみのうち、可燃ごみは焼却施設で焼却処理、不燃ごみは粗大ごみ処理施設で破碎及び資源化处理、資源ごみは資源化されている。 処理後の焼却灰、不燃残渣を最終処分場に埋め立てている。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>埋め立て作業は委託業者(三機化工建設)が行う。</li> <li>浸出水の水質検査を毎月行っている。</li> <li>周辺井戸、周辺河川水、場内モニタリング井戸等の水質検査を8月に行う。</li> <li>最終処分場維持管理は、委託業者最終処分場班2名が行っている。</li> </ul>	

ごみ処理施設の整備

施設名	川内市クリーンセンター	串木野樋脇環境センター	さつま東部環境センター	甌島衛生管理組合
対象市町村名	川内市 東郷町	樋脇町	入来町 祁答院町	里村 上甌村 鹿島村
概要	川内市全域に加え、東郷町委託分の一般廃棄物及び搬入することを適当と認めた産業廃棄物を適正処理するための施設に係る維持及び管理。 焼却施設(灰固形化施設を含む)粗大ごみ処理施設最終処分場 運転業務(運営・維持・管理)を三機化工建設(株)に委託。 (経費負担) 東郷町分は、毎年一般廃棄物処分業務委託契約を結び、前年実績に基づき、均等割(10%相当)、ごみ量割(90%相当分)で精算し、負担金として徴収している。	一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等、適正処理するための施設の維持及び管理。 焼却施設 リサイクル施設 最終処分場 再生工房館 串木野樋脇清掃組合が運営維持管理を行っており、串木野市及び樋脇町からの負担金、その他収入をもって運営している。 負担金の割合は、管理及び建設負担金とも、均等割20%及び人口割80%となっている。	一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等、適正処理するための施設の維持及び管理。 ごみ焼却処理施設 粗大ごみ処理施設 最終処分場	一般廃棄物の広域的適正処理、各村民の生活環境を清潔にする。 焼却施設 リサイクル施設 最終処分場 経費負担 均等割 13% 人口割 87% 里村・上甌村とも粗大ごみ関係の最終処分場が別にある。
廃棄物処理手数料	市・町が収集する一般廃棄物は無料 (直接搬入の場合) 100kg未満 300円 100kg以上100kg増すごとに300円加算	町が収集する一般廃棄物は無料 (直接搬入の場合) 100kgまで 200円 100kg増すごとに200円を加算し、合計額に消費税を加算	業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料 (直接搬入の場合) 50kgまで200円 50kg増すごとに100円を追加	住民が排出する一般廃棄物は無料 事業所から搬出される一般廃棄物は、 100kg未満300円 100kg以上は100kg増すごとに100円加算

地元との連絡調整

川内市クリーンセンター	
川内市一般廃棄物処理場建設に関する協定書に基づき、地元の小倉公民会及び川底公民館の会員からなる川内市クリーンセンター対策委員会を設置し、ごみの受入れ状況やクリーンセンターの運転管理状況及び地元要望事業の進捗状況を定期的に報告している。 また、クリーンセンター立地地域の地域振興を図るため、補助金を交付している。 川内市クリーンセンター対策委員会 委員 小倉公民会5名、川底公民館5名 委員会 年2回程度開催	名称 川内市クリーンセンター地域振興補助金 目的 クリーンセンター立地地域の地域振興を図るものであること。 補助対象 小倉公民会及び川底公民館 小倉・川底地区の地域振興活動に要する経費。 補助率・金額 1 公民会(館)当り 338,000円 平成13年度補助金額 2 公民会(館) 676,000円 根拠法令等 川内市補助金交付規則 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)					専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会					
調整方針													
項目	a230												
ごみ処理	ごみの収集方法・状況												
	区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村		
	収集体制		委託	委託	委託	委託	委託	甌島衛生管理組合	甌島衛生管理組合	直営	委託		
	収集方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式		
	収集方法	可燃ごみ	ステーション数	784	156	122	82	66	34	33	70	7	
			収集回数	週2回(一部週1回)	3ブロックに分けて週2回	週2回	週2回(月・木、火・金の2地域)	週2回	週3回	週3回	週2回	週2回	
		不燃ごみ	ステーション数	444	91箇所を4ブロックに分けて2月に1回	82	82	45	34	33	-	7	
			収集回数	月1回		2ブロックに分けて月1回	月1回(第1～第4水曜日の4地域)	月1回	月1回	月1回	-	月2回	
		粗大ごみ	ステーション数	直接搬入		直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入	70	1
			収集回数	-		-	-	-	-	-	-	年2回	年2回
	資源ごみ	ステーション数	388	85	77	44	34	34	33	70	7		
		収集回数	月1回(プラ類は月2回)	4ブロックに分けて月1回	2ブロックに分けて月2回	月1回(プラ類は月1～2回)	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回		
その他		可燃、不燃、粗大、資源の各ごみとも市内2業者に収集を委託。 ただし、資源のうちペットボトル、白色トレイ、発泡スチロールを川内市シルバセンターに委託。 (収集車) 可燃ごみ 4tバツカ-車5台 2tバツカ-車2台 不燃ごみ 4tバツカ-車3台 粗大ごみ 可燃・不燃用を兼用 資源ごみ ・缶を2tバツカ-車1台 ・ビン、古紙を2t平ボディ車2台 ・ペットボトル、白色トレイ、発泡スチロールを2t平ボディ車2台 ・その他プラスチック類はバツカ-車4t2台		可燃、不燃、粗大、資源の各ごみとも町内1業者に収集を委託。 すべて串木野樋脇環境センターに搬入。				(収集車) 可燃ごみ 2tバツカ-車 1台 不燃ごみ 2tダンブ 1台 資源ごみ 2tトラック 1台					

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)				専門部会・分科会名			住民健康福祉専門部会 環境分科会							
調整方針															
項目	a330														
ごみ処理	ごみ資源化														
	区分	川内市	串木野桶脇清掃組合(桶脇町)	薩摩郡東部衛生処理組合(入来町)	東郷町	薩摩郡東部衛生処理組合(祁答院町)	鹿島衛生管理組合(里村・上飯村)	下飯村	鹿島村						
	資源ごみの分類	紙	ダンボール・新聞紙等	缶・雑びん	缶類	アルミ・スチール	紙	ダンボール・新聞紙等	缶類	アルミ・スチール	缶類(アルミ・スチール)	ガラスビン	缶類		
		空き缶	スチール・アルミ	ペットボトル	ビン類	無色透明	空き缶	スチール・アルミ	ビン類	無色透明	ビン類 ・茶色 ・無色 ・その他 ・ガラス、陶磁器	缶(アルミ・スチール)	ペットボトル		
		空き瓶	生きビン	プラスチック容器		茶色	空き瓶	生きビン		プラスチック容器		茶色	ペットボトル		
			ワンウェイビン茶色	発泡スチロール		その他の色	ワンウェイビン茶色	ワンウェイビン無色		発泡スチロール		その他の色	発泡スチロール		
			ワンウェイビン無色	段ボール	生きビン	ワンウェイビン無色	ワンウェイビンその他	紙類 ・雑誌 ・新聞紙等							
		ワンウェイビンその他	新聞紙・チラシ	ダンボール	新聞紙	ペットボトル	紙類	ダンボール	紙バック						
		ペットボトル	雑誌	雑誌	雑誌・本	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	白色トレイ				
		プラスチック	白色トレイ 白色発泡スチロール等	紙バック	飲料用紙バック	プラスチック	白色トレイ 白色発泡スチロール等	プラスチック	飲料用紙バック	ペットボトル	白色トレイ				
		プラスチック製容器包装	その他紙・紙製容器	ペットボトル											
	生きびん		プラスチック類												
			色付トレイ その他プラスチック容器												
	5種	11分類	10分類	4種	12分類	5種	11分類	4種	12分類	7種	12分類	5種	6分類	2種	2分類
運用	<p><b>公民会回収ルート分</b> 古紙、空き缶は、市の収集業務受託業者が収集し、直接資源再生業者に持ち込む。有価分(古紙・空き缶)の売上金は市衛生自治体口座に振り込まれる。ペットボトル、空き瓶及びプラスチック類は、受託業者が収集し、一旦、市クリーンセンターへ搬入する。その後減容処理して指定法人ルートの契約運搬業者が引き取る。 ・空き瓶のうち生き瓶は資源再生業者が引き取る。売上金は市衛生自治体口座へ振り込まれる。 ・空き缶のうち、ワンウェイ瓶及びプラスチック類は契約運搬業者が引き取る。 ・指定法人ルートのペットボトル、ワンウェイ瓶は、引取り量に応じて、市が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。</p> <p><b>事業所ごみのクリーンセンターへの直接搬入分</b> (1)クリーンセンターへの受入れ 新聞、雑誌、ダンボール、ワンウェイ瓶、ペットボトル及び空き缶について、有料で受入れる。(300円/100kg) (2)資源再生業者への引渡し 古紙の場合は、資源再生業者が有価で引き取る。 ワンウェイ瓶、ペットボトル及びプラスチック類は、指定法人ルートの契約運搬業者が引取り、市が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。 空き缶は、資源再生業者が有価物として引取る。</p>		<p>すべての資源ごみは串木野桶脇環境センターに搬入。 その後、缶(スチール・アルミ)は機械で選別、圧縮し伊集院町の業者へ搬出する。ピンは、機械で自動色分けされ、指定法人へ搬出する。 ペットボトルは圧縮し、北九州の指定法人へ搬出する。 プラスチック容器はトレイとその他に分別、圧縮し、指定法人へ搬出している。 発泡スチロールは減容処理し、群馬県の業者へ搬出している。 ダンボール・新聞紙・チラシ 雑誌紙バック その他紙・紙製容器は、伊集院町の業者へ搬出している。 生きびんは串木野市の酒屋等へ搬出している。 資源ごみの売上金は、翌年度に清掃組合より衛生連へ振り込まれ、衛生連より各公民館へ還元金として交付する。</p>		<p>回収は月2回、資源ごみの日に併せて薩摩郡東部衛生処理組合が委託した業者が行っている。 資源ごみステーションの管理運営は、各自治公民館が行い、町衛生連から管理運営費を支給している。 さつま東部クリーンセンターへ直接搬入もできるが、有料となる。</p>		<p><b>公民会回収ルート分</b> 古紙、空き缶は、町の収集業務受託業者が収集し、直接資源再生業者に持ち込む。有価分(古紙・空き缶)の売上金は町衛生自治体口座に振り込まれる。ペットボトル、空き瓶及びプラスチック類は、受託業者が収集し、一旦、川内市クリーンセンターに搬入する。その後減容処理して指定法人ルートの契約運搬業者が引き取る。 ・空き瓶のうち生き瓶は資源再生業者が引き取る。売上金は町衛生自治体口座へ振り込まれる。 ・空き缶のうち、ワンウェイ瓶及びプラスチック類は契約運搬業者が引き取る。 ・指定法人ルートのペットボトル、ワンウェイ瓶は、引取り量に応じて、町が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。</p> <p><b>事業所ごみのクリーンセンターへの直接搬入分</b> (1)クリーンセンターへの受入れ 新聞、雑誌、ダンボール、ワンウェイ瓶、ペットボトル及び空き缶について、有料で受入れる。(300円/100kg) (2)資源再生業者への引渡し 古紙の場合は、資源再生業者が有価で引き取る。 ワンウェイ瓶、ペットボトル及びプラスチック類は、指定法人ルートの契約運搬業者が引取り、町が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。 空き缶は、資源再生業者が有価物として引取る。</p>		<p>回収はつき2回、資源ごみの日に併せて薩摩郡東部衛生処理組合が委託した業者が行っている。 資源ごみステーションの管理運営は、各自治公民館が行い、町衛生連から管理運営費を支給している。 さつま東部クリーンセンターへ直接搬入もできるが、有料となる。 の売上金は組合の収入</p> <p>新聞紙、紙バック、ダンボールも鹿島市の(株)荒川商店に搬出。 ビン類、ペットボトル、白色トレイは、指定法人に搬出。</p>		<p>缶類は圧縮して鹿島市の(株)荒川商店に搬出。 新聞紙、紙バック、ダンボールも鹿島市の(株)荒川商店に搬出。 の売上金は組合の収入</p> <p>ビン類、ペットボトル、白色トレイは、指定法人に搬出。</p>		<p>缶類、ペットボトルは、伊集院の業者に搬出する。 搬入所で分別梱包(村シルバセンターに委託)し、伊集院の業者へ搬出している。(不定期) 缶類については、スチールとアルミ缶に分け圧縮し、鹿島市の業者に処理を委託している。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)						専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会	
調整方針									
項目	a340、c10								
ごみ処理	一般家庭用ごみ袋販売委託								
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	甌島衛生管理組合 (里村・上甌村)	下甌村	鹿島村
	販売単価	可燃(大) 15円/枚 " (中) 12円/枚 " (小) 10円/枚 不燃(大) 20円/枚 (消費税含)	可燃(大) 21円/枚 " (小) 16円/枚 " (特小) 14円/枚 不燃(大) 22円/枚	可燃 10円/枚 不燃(大) 20円/枚 " (小) 15円/枚	可燃(大) 15円/枚 " (中) 12円/枚 不燃(大) 20円/枚	可燃 12円/枚 不燃(大) 20円/枚 " (小) 15円/枚	可燃(大) 33円/枚 可燃(小) 28円/枚 トレイ袋 20円/枚 紙バック袋 20円/枚	可燃(大) 16円/枚 " (中) 14円/枚 " (小) 10円/枚 廃プラ(中) 14円/枚 缶ビン(中) 14円/枚 ペットボトル(中) 14円/枚	該当なし
	小売店手数料	全袋 3円/枚	全袋 4円/枚	可燃・不燃(大) 1円/枚	全袋 3円/枚	可・不(小) 2円/枚 不燃(大) 1円/枚	0円	大・中袋 2円/枚 小袋1.5円/枚	
	内容等	・毎年、衛自連で入札・販売を希望する小売店は、衛自連に登録・衛自連から業者に発注し、入荷後倉庫に保管し、小売店からの注文により毎週2回(月・木)衛自連嘱託員が配達及び集金を行う。	・可燃、不燃とも衛自連が仕入れ、小売店へ販売をおこなっている。(販売窓口は役場と市比野出張所の2箇所)	・ごみ袋の管理は町衛自連実施		・ごみ袋の管理は町衛自連実施	・甌島衛生管理組合が発注し、婦人会を通して小売店へ販売する。婦人会は、1枚につき3円-5円の手数料を受け取る。	・全て商工会を通じて小売店へ販売する。 ・村から商工会へは梱包単位で販売する。 ・販売価格は購入価格と同一	
	特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料								
	目的	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第54号の規定に基づく、特定家庭用機器廃棄物の運搬をした場合に徴収する。							
	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	甌島衛生管理組合 (里村・上甌村)	下甌村	鹿島村
	内容	家電リサイクル券を購入し、貼付した法対象4品目であるテレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機がクリーニングセンターに搬入された場合、指定取引場所へ運搬する手数料を徴収する。	家電リサイクル券を購入し、貼付した法対象4品目であるテレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機が環境センターに搬入された場合、指定取引場所へ運搬する手数料を徴収する。	町では、不法投棄以外の当該4品目は取り扱わない。そのため、収集運搬手数料の規定もない。	町では、不法投棄以外の当該4品目は取り扱わない。そのため、収集運搬手数料の規定もない。	町では、不法投棄以外の当該4品目は取り扱わない。そのため、収集運搬手数料の規定もない。	家電リサイクル券を購入し、貼付した法4品目をクリーニングセンターが戸別収集した場合、収集手数料を徴収。また、指定取引場所へ運搬する手数料を徴収。	小売店による回収などから漏れた家電4品目について、村において回収し、適正に処理を行う。排出者が現品について、郵便局で回収費用を振り込んで、リサイクル券を購入し、村で回収する。	小売店による回収などから漏れた家電4品目について、村において回収し、適正に処理を行う。排出者が現品について、郵便局で回収費用を振り込んで、リサイクル券を購入し、村で回収する。
	手数料の額	1台当り 3,000円	1台当り 2,500円				1台当り収集手数料 2,000円 1台当り運搬手数料 2,600円	自己搬入2,400円 村回収 2,600円	自己搬入2,400円 村回収 2,600円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)	専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会											
調整方針	火葬場(火葬料)は、合併時に新たに制度等を制定する。													
項目	火葬場(火葬料)													
火葬料	川内市		甌島衛生管理組合		下甌村		鹿島村		薩摩郡東部衛生処理組合					
	区分	火葬料		区分	火葬料		区分	火葬料		区分	火葬料			
		市内	市外		加入村内者	加入村外者		普通使用料	村内		村外	管内	管外	
	13歳以上 1体	3,000円	25,000円	13歳以上 1体	5,000円	10,000円	大人 12歳以上 1体	5,000円	13歳以上 1体	10,000円	20,000円	13歳以上 1体	5,000円	20,000円
	13歳未満 1体	2,000円	20,000円	13歳未満 1体	4,000円	8,000円	小人 12歳未満 1体	4,000円	12歳以下 1体	4,500円	9,000円	13歳未満 1体	3,000円	13,000円
	死産児 1胎	1,000円	10,000円	死産児 1体	2,500円	4,000円	改葬遺骨 1棺	3,000円	死産児 1体	7,000円		死産児 1胎	1,500円	8,000円
	改葬骨及び人体の一部切断物 1件	3,500円	10,000円	改葬遺骨 1棺	2,500円	4,000円	死産児 1体	3,000円	改葬遺骨 1件	7,000円		改葬骨及び人体の一部切断物 1件	1,500円	8,000円
	産汚物類 5kg以内	700円	1,300円	産汚物 1件	1,000円	2,200円						産汚物類 5kg以内	500円	2,000円
	産汚物類について、5kg以内を超える場合、超過重量が1kg当り市内100円、市外200円を加算する。			加入村は、里村と上甌村			使用者が本村の村民でない場合、普通使用料の5割増とする。		霊柩車の管理は村が行い、車に要する経費については、村が負担する。ただし、運転手は遺族が雇用する。使用料は、無料とする。					

## 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

川薩地区法定合併協議会

種 別	川内市	西薩衛生処理組合	甑島衛生管理組合	樋脇町	入来町	祁答院町	下甑村	鹿島村
し尿処理		鹿児島県し尿処理施設連絡協議会						
		鹿児島県社会保険協会						
		日本ボイラー協会						
ごみ処理	鹿児島県下ごみ処理施設連絡協議会							
	鹿児島県都市環境衛生問題協議会							
	九州都市環境行政連絡会議							

議案第 67 号

新市の名称について

合併協定項目 3 号「新市の名称」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

【調整方針（案）】

新市の名称について
新市の名称は、薩摩川内市とする。

平成 年 月 日 確認

# 新市名称候補一覧表

(五十音順)

整理番号	よみがな 名 称	選 定 理 由
1	さ つ ま し さ つ ま し 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薩摩地方に位置しており、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮で優しく、やわらかさを感じさせる。</li> <li>・名称が書きやすく、覚えやすい。</li> </ul>
2	さ つ ま し 薩 摩 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古くから鹿児島を代表する地名であり、全国的にも知名度の高い、新市の名称となる。</li> <li>・この地方が奈良・平安・江戸時代、薩摩国と呼ばれており、歴史と伝統のある名称であり、力強いイメージがある。</li> </ul>
3	さつませんだいし さつま川内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮でやわらかさを感じさせる。</li> <li>・薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。</li> </ul>
4	さつませんだいし 薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」の漢字表記は、力強いイメージがある。</li> <li>・薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。</li> </ul>
5	せんさつし 川 薩 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、県下一周駅伝大会や県民体育大会、広域行政等で使用されており、慣れ親しまれてきた名称である。</li> <li>・川内市と薩摩郡(4町4村)の各1文字が入り、わかりやすく、この地域の特徴を表している。</li> </ul>

・新市名称決定方法について（平成15年9月25日開催第6回協議会議案第16号承認済）

- (1) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表から20点程度絞込みを行う。  
各委員は絞り込んだ20点程度を10/7までに協議会事務局に提出。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。
- (2) 第5回小委員会(10/14)に事務局が(1)で集計した30点程度を提出。  
30点程度を元に、20点程度まで絞り込む。
- (3) 小委員会で絞り込んだ20点程度を第8回協議会10/24で、中間報告を行う。
- (4) 第6回小委員会(11/4)・第7回小委員会(11/17)20点程度を5点程度まで絞り込む。  
5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。



小委員会  
協議会

- (5) 第10回協議会(11/26)へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。  
協議会で5点程度について、意見交換と協議を行う。
- (6) 第12回協議会(12/24)で新市名称候補1点を決定。
- (7) 平成16年 3月 新市名称の議案
- (8) 平成16年10月12日 合併施行

第12回協議会(12/24)での新市名称候補1点を決定する方法

- ・第10回協議会(11/26)で提案された5点程度を持ち帰り、各市町村で協議する。
- ・協議された結果を第12回協議会(12/24)で報告する。9市町村が同じ名称なら、承認・決定する。
- ・1市町村でも違う名称が報告されたら協議し、その後、挙手による表決で決定する。
- ・挙手をする場合、複数案について1回のみ挙手を行い、過半数をとった候補名に決定する。  
但し、過半数が獲得されなければ上位2候補で決戦挙手を行う。  
(挙手を行う場合、新市名称絞込みに限り、会長も挙手権を持つこととする。)

( 2 ) 報告事項

住民説明会資料について

別紙のとおり

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月13日：第6号発送予定（第10・第11回協議会）</li> <li>・ 1月10日までに、特別号（住民説明会用資料）を発送予定</li> <li>・ 第7号は1月末発送予定</li> </ul>
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年7月10日：ホームページ開設</li> <li>平成15年12月22日現在 アクセス件数14,665件</li> <li>ホームページアドレス <a href="http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp">http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp</a></li> </ul>
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第10回議事録 12月12日：調製・関係市町村発送</li> <li>・ 第11回議事録は1月上旬発送予定</li> </ul>
新市名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集期間：平成15年8月25日～9月25日 応募件数9,490件</li> <li>・ 11月26日 第10回協議会に5点を報告</li> </ul>
新市まちづくり計画 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月26日 第10回協議会において計画案決定</li> <li>・ 11月27日 計画案について県知事協議を開始</li> <li>・ 12月11日 計画案について県知事からの回答</li> <li>・ 12月24日 第12回協議会において県知事協議結果報告及び計画決定</li> </ul> <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月25日～まちづくり計画書を総務大臣及び県知事へ送付</li> <li>・ 1月13日 まちづくりフォーラム委員への説明・意見交換</li> </ul>
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各専門部会、分科会開催状況（12月1日～12月15日）</li> <li>専門部会 延べ 4回</li> <li>分科会 延べ 43回</li> </ul> <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各専門部会、分科会で事務事業細部調整作業（12月末）</li> <li>・ 例規原案作成作業（7月～H16.3月）</li> <li>・ 事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月）</li> <li>・ 地域情報化計画策定作業（7月～12月）</li> </ul>

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 12 月 15 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 5 回、分科会（5 分科会）を延べ 57 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 6 回、助役会議を 1 回（2 日）開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて第 2 回消防団長・担当課長会議を開催し、消防団組織の基本的事項について最終確認を行った。</p> <p>現在、職員定数や事務分掌等の調整を進めている。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議と併せて文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 10 回、分科会（9 分科会）を延べ 57 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議（作業部会合同）を 3 回、作業部会 1 回開催し、新市の地区コミュニティ制度について事業内容等を検討した。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 7 回、分科会（8 分科会）を延べ 78 回開催し、事務事業の再調整、詳細な事務事業のすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び議案調整を行った。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 8 回、分科会（5 分科会）を延べ 71 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>今後も、各協定項目に係る事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業を継続して協議することとしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、各専門部会を毎週開催し、会費・利用料・定款等の取扱いについて、詳細協議が進められており、さらに社協と市町村の合同会議を開催し、各事務事業の協議を進めることとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 7 回、分科会（5 分科会）を延べ 32 回開催し、事務事業の再調整・詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び協定項目議案調整を行った。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 3 回、各分科会（4 分科会）を延べ 33 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 8 回、各分科会（6 分科会）を延べ 65 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。また、第 2 回教育長会を開催し、新市の組織機構等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 6 回、分科会を 7 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて協議し、また、地域情報化調整会議を 7 回、同作業部会を 10 回開催し、地域情報化計画策定作業を行った。</p> <p>今後は、システム統合作業や新市のネットワークの詳細調整などに重点を置き、作業を進めていくこととしている。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会・監査専門部会を 7 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 8 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について協議し、議長会の方針をもとに専門部会の調整方針案を整理した。</p> <p>今後も、協定項目に係る事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業を継続して協議することとしている。</p>

## 一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体スケジュール</li> <li>・一部事務組合の現状</li> <li>・一部事務組合調整の考え方</li> <li>・調整スケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係一部事務組合会議の開催</li> <li>・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。</li> <li>・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要</li> <li>・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請</li> </ul>
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定協概要及びスケジュール等 確認</li> <li>・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず組合構成市町村で協議を進める。</li> <li>・6 月中を目処に協議を進める。</li> <li>・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要</li> </ul>
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解散の考え方について</li> <li>・一部事務組合調整の考え方</li> <li>・今後の協議について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。</li> <li>・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。</li> <li>・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。</li> <li>・お互いに知識、資料の交換を行う。</li> <li>・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。</li> </ul>
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経過について</li> <li>・2 町の方針について</li> <li>・今後の協議について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。</li> <li>・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。</li> <li>・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。</li> </ul>
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合の概要及び現状等の説明</li> <li>・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。</li> </ul>

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[ 禰答院地区消防組合での調整方針案 ] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会  各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野樋脇清掃組合と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛生処理組合関係5町助役会議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局及び構成市町村長協議の開催
9月12日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・両法定協幹事長会議の開催(9月中)
9月17日	県協議	協議状況の報告 起債償還、財産処分等の在り方について協議	
9月19日	鹿児島県町村会打合せ	町村会関係各組合等の調整方針報告 今後の協議について	・各組合の体制について ・今後の協議について
9月26日	薩摩東部地区・川薩地区両法定協正副幹事長・事務局長等協議	一部事務組合の取扱い これまでの協議経過 スケジュールの確認	・1市7町、市町長会議を開催する。
10月1日	1市7町市町長意見交換会	薩摩東部地区関係一部事務組合調整方針(案) 今後の進め方	・祁答院地区消防組合・祁答院地方卸売市場組合・祁答院地区土地開発公社祁答院町支社・祁答院地区視聴覚教育協議会の基本方針については合意。 ・薩摩郡東部衛生処理組合・川薩地区介護保険組合については、10月中旬までに基本方針の確認を行う。 ・財産処分及び職員の取り扱いについては、今後協議する。
10月20日	薩摩東部地区・川薩地区両幹事長・事務局長協議	薩摩郡東部衛生処理組合川薩地区介護保険組合の調整方針(案) 今後の進め方	・両一部事務組合については、今後も継続して調整方針の協議を進める。
10月29日	串木野市・樋脇町協議	串木野樋脇清掃組合の調整方針協議 今後の進め方	・今後も継続して調整方針の協議を進める。
11月11日	県出納長、市町村合併推進課長協議	協議状況の報告 一部事務組合の取扱い調整依頼	一部事務組合の再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を依頼した。
11月26日	市町村長調整会	調整方針協議	衛生処理関係組合の調整方針について確認

月 日	会議名	協議事項	確認事項
12月8日	串木野市・樋脇町協議	串木野樋脇清掃組合の調整方針協議 今後の進め方	・今後も継続して調整方針の協議を進める。
12月10日	1市4町市町長会議	薩摩東部地区関係一部事務組合、串木野樋脇清掃組合調整方針確認	・薩摩東部関係は、直轄の方針確認 ・串木野樋脇清掃組合は、委託方式・直轄方式で継続協議
12月11日	市町村長調整会	祁答院地区消防組合調整方針確認	・新市直轄方針の再確認
12月12日	薩摩東部地区川薩地区正副幹事長協議	薩摩東部地区関係一部事務組合の調整方針報告 今後の進め方	・12月17日までには、調整方針の確認を行う。
12月16日	串木野市・樋脇町協議	串木野樋脇清掃組合の調整方針協議 今後の進め方	・委託方式について協議
12月17日	薩摩東部地区・川薩地区1市7町市町長会議	関係一部事務組合の調整方針協議	・祁答院地区消防組合は、新市直轄再確認 ・薩摩郡東部衛生処理組合、川薩介護保険組合は、継続協議
12月22日	薩摩東部地区・川薩地区1市5町市町長会議	関係一部事務組合の調整方針協議	・祁答院地区消防組合は、新市直轄再確認 ・薩摩郡東部衛生処理組合、川薩介護保険組合は、継続協議

## 事務局体制について

### 事務局体制（平成16年1月1日以降）

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市（鹿児島県派遣）
<b>事務局次長</b>	<b>津曲 利郎</b>	<b>川内市</b>
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甕村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
<b>計画班員</b>	<b>堀切 良一</b>	<b>入来町</b>
計画班員	江口 洋	上甕村
計画班員	山内 拓也	下甕村
計画班員	堀之内孝充	東郷町
<b>計画班員</b>	<b>福留 浩二</b>	<b>樋脇町</b>

(3) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第13回幹事会	平成16年 1月8日(木) 午後1時30分~	アミティープラザ 東郷(東郷町)	協議内容 ・第13回協議会資料案について 合併協定書(案)の提案 住民説明会について
第13回協議会	平成16年 1月15日(木) 午後2時00分~	ホテルグリーンヒル (榑脇町)	協議内容 ・合併協定書(案)の提案 ・住民説明会について ・新市名称に係る名付け親大賞・名付け 親賞の決定、優秀賞の報告

合併協定項目（４６項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
2	2 合併の期日	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
3	3 新市の名称	11/26 第10回協議会に5点を報告		持ち帰り協議中
4	4 新市の事務所の位置	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
8	8 地方税の取扱い	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
10	10 特別職の身分の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
11	11 条例、規則等の取扱い	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 2 回協議会(H15.7.24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
13	13 一部事務組合等の取扱い(その1)	第 7 回協議会(H15.10.7)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
14	一部事務組合等の取扱い(その2)	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
15	14 使用料、手数料等の取扱い	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
16	15 公共的団体等の取扱い	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
17	16 補助金、交付金等の取扱い	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
18	17 町名・字名の取扱い	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
19	18 慣行の取扱い	第 6 回協議会(H15.9.25)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
20	19 国民健康保険事業の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
21	20 介護保険事業の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
22	21 消防団の取扱い	第 7 回協議会(H15.10.7)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
23	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
24	23-1 男女共同参画事業	第 6 回協議会(H15.9.25)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
25	23-2 友好都市・国際交流事業	第 7 回協議会(H15.10.7)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
26	23-3 電算システム事業	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 2 回協議会(H15.7.24)	確認済
27	23-4 広報広聴関係事業	第 6 回協議会(H15.9.25)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
28	23-5 消防防災関係事業	第 7 回協議会(H15.10.7)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
29	23-6 交通関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
30	23-7 窓口業務	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
31	23-8 保健衛生事業	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
32	23-9 環境衛生事業(その1)	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
33	環境衛生事業(その2)	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
34	23-10 障害者福祉事業	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
35	23-11 高齢者福祉事業	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
36	23-12 児童福祉事業	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
37	23-13 生活保護事業	第 9 回協議会(H15.11.13)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
38	23-14 その他の福祉事業	第 9 回協議会(H15.11.13)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
39	23-15 農林水産関係事業	第 7 回協議会(H15.10.7)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
40	23-16 商工・観光関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
41	23-17 建設関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
42	23-18 上・下水道事業	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
43	23-19 学校教育事業	第 8 回協議会(H15.10.24)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
44	23-20 コミュニティ施策	第 8 回協議会(H15.10.24)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
45	23-21 社会教育事業	第 8 回協議会(H15.10.24)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
46	23-22 情報公開制度	第 6 回協議会(H15.9.25)	第 1 0 回協議会(H15.11.26)	確認済
47	23-23 その他事業	第 9 回協議会(H15.11.13)	第 1 1 回協議会(H15.12.11)	確認済
48	24 新市まちづくり計画	第 3 回協議会(H15.8.12)		協議中

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

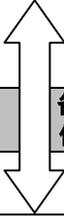
協議会		第1回 7月10日	第2回 7月24日	第3回 8月7日	第4回 8月28日	第5回 9月4日	第6回 9月18日	第7回 10月2日	第8回 10月16日	第9回 10月30日	第10回 11月6日	第11回 11月20日	第12回 11月24日	第13回 12月8日	第14回 12月12日	第15回 12月16日	第16回 12月20日	第17回 12月24日
幹事会		第8号提案・決定	第9号提案・決定	第10号提案・決定	第11号提案	第12号提案	第13号提案	第14号提案	第15号提案	第16号提案	第17号提案	第18号提案	第19号提案	第20号提案	第21号提案	第22号提案	第23号提案	第24号提案
1	1 合併の方式	基																
2	2 合併の期日	基																
3	4 事務所の位置	基																
4	11 条例、規則等の取扱い	S	第3号提案	第14号承認														
5	23 -3 電算システム		第4号提案	第15号承認														
6	14 使用料・手数料の取扱い	A	第5号提案	市町村協議期間						第19号承認								
7	15 公共的団体等の取扱い		第6号提案							第20号承認								
8	23 -18 上・下水道事業		第7号提案							第21号承認								
9	8 地方税の取扱い			第9号提案						第22号承認								
10	16 補助金・交付金等の取扱い	B		第10号提案						第23号承認								
11	23 -10 障害者福祉事業			第11号提案	市町村協議期間					第24号承認								
12	23 -11 高齢者福祉事業			第12号提案						第25号承認								
13	5 財産の取扱い		幹事会協議		第13号提案													
14	12 事務組織及び機構の取扱い		幹事会協議		第14号提案													
15	19 国民健康保険事業の取扱い	C	幹事会協議		第15号提案	市町村協議期間												
16	20 介護保険事業の取扱い		幹事会協議		第16号提案													
17	23 -12 児童福祉事業		幹事会協議		第17号提案													
18	17 町名・字名の取扱い				幹事会協議	第18号提案												
19	22 自治会・行政連絡機構の取扱い		幹事会協議		第19号提案	市町村協議期間												
20	23 -7 窓口業務	D	幹事会協議		第20号提案	市町村協議期間												
21	23 -8 保健衛生事業		幹事会協議		第21号提案													
22	23 -9 環境衛生事業(その1)		幹事会協議		第22号提案													
23	18 債行の取扱い	E			幹事会協議													
24	23 -1 男女共同参画事業				幹事会協議													
25	23 -4 広報広聴事業				幹事会協議													
26	23 -22 情報公開制度				幹事会協議													
27	13 一部事務組合等の取扱い(その1)																	
28	21 消防団の取扱い																	
29	23 -2 友好都市・国際交流事業	F																
30	23 -5 消防防災関係事業																	
31	23 -15 農林水産関係事業																	
32	23 -6 交通関係事業																	
33	23 -16 商工・観光関係事業																	
34	23 -17 建設関係事業																	
35	23 -19 学校教育事業	G																
36	23 -20 コミュニティ施策																	
37	23 -21 社会教育事業																	
38	9 一般職の職員の身分の取扱い																	
39	10 特別職の職員の身分の取扱い																	
40	23 -13 生活保護事業																	
41	23 -14 その他福祉事業																	
42	23 -23 その他事業																	
43	新市地域情報化計画	H																
44	6 議会議員の定数及び任期の取扱い																	
45	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い																	
46	13 一部事務組合等の取扱い(その2)																	
47	23 -9 環境衛生事業(その2)																	
48	3 新市の名称	基	(要綱)	(継続協議)	(審議)		8/25-9/25 名称募集											
49	24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B			第8号原案提案			一次集約	第17号原案審議									
50																		
51																		

# 川薩地区法定合併協議会スケジュール

協議会		第13回 1月15日		第14回 1月29日			第15回 2月19日	第16回 2月26日		第17回 3月25日	
幹事会	第13回 1月8日		第14回 1月22日		第15回 2月5日	第16回 2月12日			第17回 3月18日		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     市町村住民説明会                      1月19日～2月7日                      62会場                 </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     廃置分合議案                      各市町村議決                 </div>			
1 住民説明会	住民説明会 について	住民説明会 について	住民説明会 状況報告		住民説明会 状況報告	住民説明会 状況報告					
2 合併協定書	合併協定書(案) の提案	合併協定書(案) の提案	合併協定書(案) の審議	合併協定書(案) の審議			協定書案承認				
3 調印式			調印式協議		調印式協議	調印式協議	【調印式】				
4 配置分合議案					廃置分合議案 の文案協議	廃置分合議案 の文案協議	廃置分合議案 の文案 提案・承認			廃置分合 議決報告	
5											
6											
7											

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	第8回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 安藤旅館
	6	木	14:00	第9回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H群提案	榑脇町ホテル グリーンヒル
	17	月	15:00	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	14:00	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E,F群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽パレス
12	6	土	13:30	第11回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	11	木	14:00	第11回協議会		・合併協定項目 G,H群決定	川内市ホテル 太陽パレス
	18	木	13:30	第12回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	14:00	第12回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 H群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 パレス
1	8	木	13:30	第13回幹事会			東郷町アミテ ィプラザ東郷
	15	木	14:00	第13回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑脇町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第14回幹事会			川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	14:00	第14回協議会	・合併協定書(案)審議		各市町村 住民説明会
2	5	木	13:30	第15回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第16回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)
	19	木	14:00	第15回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】		川内市ホテル 太陽パレス
	26	木	13:30	第16回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第17回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第17回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽パレス
4	1	木	13:30	第18回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第18回協議会			榑脇町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第19回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第19回協議会			川内市ホテル 太陽パレス